

令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業
(地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業及び
ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業)
報告書

令和2年3月

株式会社シード・プランニング

目次

I.	総論	2
II.	地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業	3
1.	事業の背景と目的	3
2.	実施概要	4
3.	実施事項	6
4.	採択団体の概要	19
5.	事業の成果と今後の課題	22
III.	ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業	34
1.	事業の背景と目的	34
2.	実施概要	35
3.	実施事項	37
4.	採択団体の概要	43
5.	事業の成果と今後の課題	44
IV.	資料	47
付録	地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業 成果報告書	47
付録	ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業 成果報告書	48

I. 総論

我が国は、世界に先駆けて超高齢化社会に突入し、社会保障費の増加や、生活習慣病や認知症の患者数の増加、医療格差、介護施設または人材の不足等の社会的な課題が現実となっており、それらの課題を解決し、国民の健康に対する多様なニーズに対応する新たなヘルスケア産業の継続的な創出と、適切なヘルスケアサービスが選択される環境整備が必要となっている。

ヘルスケア産業の創出に向けた具体的な支援策は、「次世代ヘルスケア産業協議会」において、ヘルスケアビジネスの需要喚起（企業経営層・従業員を含む国民各層）及び当該ビジネスの供給側（各種製品・サービス提供事業者）への支援の両面から検討を進めている。

今後、2025年に向けて地域包括ケアシステムが構築されるなか、ヘルスケア産業がその実現に向けて貢献していくためには、「地域版次世代ヘルスケア産業協議会」（以下「地域版協議会」という。）を軸にして、医療・介護等の関係者によるヘルスケアビジネスの創出が重要となるため、本事業において、民間事業者等による地域の実情に応じたヘルスケアビジネスモデルの確立に向けた取組を総合的にサポートし、地域に根ざしたヘルスケア産業を創出する。

また、ヘルスケアサービスが広く普及していく段階である状況を踏まえ、「未来投資戦略2018-『Society 5.0』『データ駆動型社会』への変革-」に基づき、ヘルスケアサービスの品質評価の仕組みについて、業界ごとや業界横断の自主的な認証制度・ガイドライン策定等を促し、継続的な品質評価の取組を進めている。具体的には、ヘルスケアサービスを提供する業界団体等が策定するガイドラインや認証制度のあり方を提示することを目的とした「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」（以下、指針という。）について平成31年4月に取りまとめたところである。

本事業では、業界ごとや業界横断で本指針を踏まえたヘルスケアサービスに関する業界自主ガイドラインや認証制度を策定するための取組を支援し、継続的なヘルスケアサービスの品質評価を可能とする環境整備を図る。

以上を踏まえ、本事業では、
地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業
ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業
の2つの事業を実施する。

II. 地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業

1. 事業の背景と目的

少子高齢化が進行する中、今後もGDPを越えるスピードで増大する医療・介護費用の公的負担の適正化は喫緊の国家課題である。国民医療費のうち医科診療医療費に占める生活習慣病の割合は全体の1/3を占めており、その要因は若年期からの運動や食事などの生活様式の変化や健康への無関心にあると言われている。

そこで、経済産業省では国民の誰もが人生を最期まで幸せに生きることができる「生涯現役社会」を構築するため、健康経営を推進するとともに、健康増進や社会参加を支えるヘルスケア産業育成に取り組み、公的保険外の予防・健康管理関連の製品・サービスを提供する「ヘルスケア産業」を創出し新産業を育成し、医療費の適正化につなげ、国民の生活の質を向上させる、一石三鳥の実現を目指している。

さらに、経済産業省が事務局を担う「次世代ヘルスケア産業協議会」では、生涯現役社会の実現に向けた環境整備について、全国各地で設立されている地域版次世代ヘルスケア産業協議会（以下「地域版協議会」という。）を活用し、地域において医療・介護関係者と関係事業者等が連携して、主に①生活習慣病、②がん、③フレイル・認知症に係る一次予防、二次予防、三次予防や今後の社会における諸課題（少子高齢化、生産人口減少、全世代に対する健康リテラシーの向上等）に対応するヘルスケアサービスの創出や、ヘルスケアサービスの流通構造の構築に資する事業を支援しつつ、併せて、地域におけるヘルスケアサービスの振興に資する支援策の検討などを通じ、地域における予防の促進と他地域への展開を目指す「アクションプラン 2019」を取りまとめた。

こうした状況を踏まえ、本事業においては、民間事業者等による地域の実情に応じたヘルスケアビジネスモデルの確立に向けた取組を総合的にサポートし、地域に根ざしたヘルスケア産業を創出することを目的とする。

2. 実施概要

1) 事業の全体構成

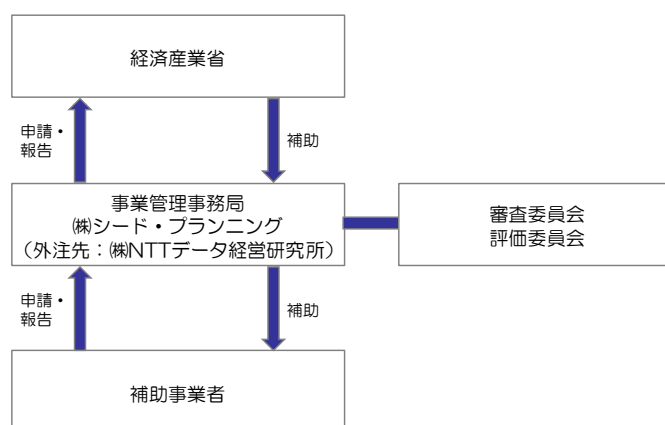
本事業では、前述した目的の達成に向けて、主に以下の事業を通じ、各地域の実情に応じたヘルスケアビジネスの創出に向けた取組を支援し、その成果の取りまとめを行った。

- ①間接補助事業者の公募
- ②間接補助事業者に対する指導、助言、進捗管理
- ③間接補助事業の評価委員会の開催
- ④間接補助事業成果の取りまとめ
- ⑤地域におけるヘルスケア産業創出に向けた政策の在り方についての報告 等

2) 実施体制

本事業は以下の体制で実施した。

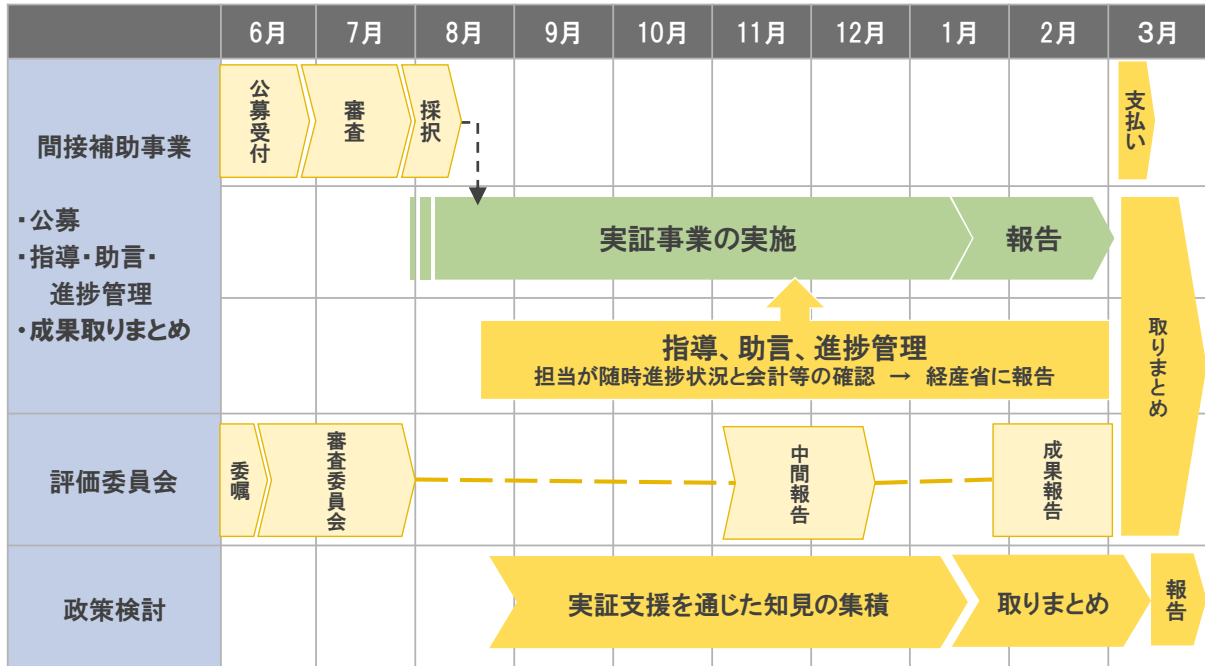
図表 II-1 事業の実施体制



3) 実施スケジュール

本事業は下表のようなスケジュールで実施した。

図表 II-2 実施スケジュール概略



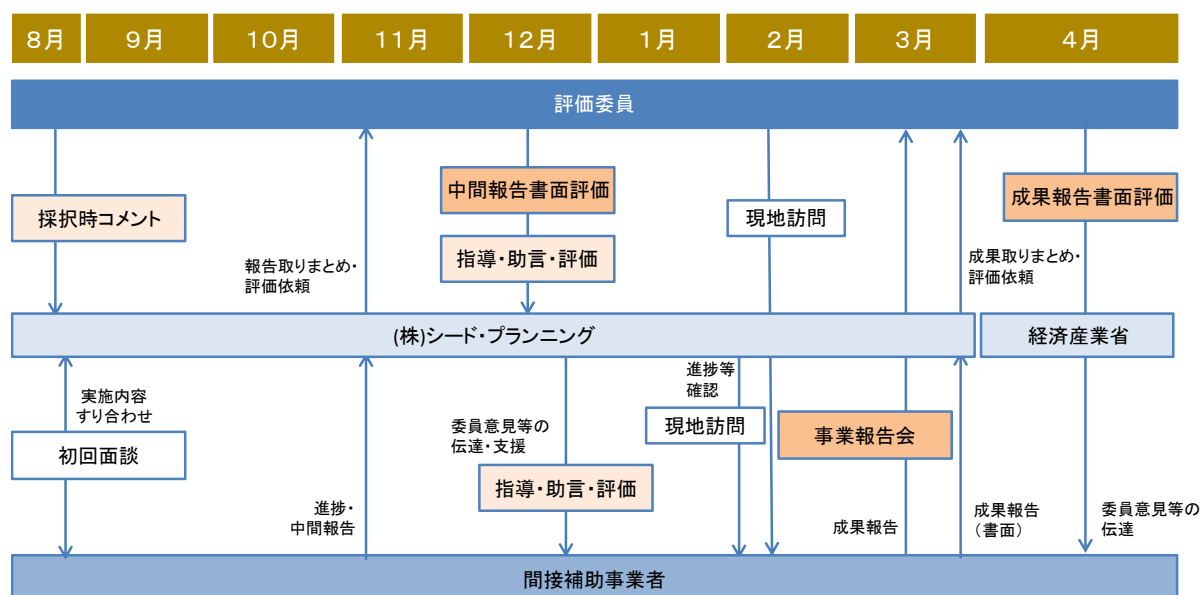
3. 実施事項

生活習慣病予防や地域包括ケアシステムに関する取組と連携したビジネスモデルを構築することにより、地域に根ざしたヘルスケア産業を創出することを目的に、事業提案を募り、選定された14件の補助事業者による事業を支援した。

1) 評価・支援体制

本事業では、下図に示すとおり、評価委員会を設置し、事業全体についての指導及び助言を行った。また、補助事業者等への指導、助言、情報提供も実施した。なお、事業の採択にあたっては審査委員会を設置し、評価委員は審査委員が継続した。

図表 II-3 評価・支援体制



2) 公募概要

(1) 対象とするテーマ

本事業においては、公募のテーマを以下のとおり設定した。

- i) 地域の中小企業等における健康経営の取組を支えるサービス
- ii) 定年退職後も継続的に社会参加を促すための意識啓蒙や就労教育を提供するサービス
- iii) 地域におけるビジネス化等の社会実装を促す、認知症の早期発見や認知症との共生に資するサービス
- iv) 地域包括ケアシステムと連携し、認知症・フレイル予防を提供するサービス
- v) 高齢者の居場所と役割や仕事を創出し、要介護状態になることの予防や、介護度の進行抑制に資するサービス
- vi) 地域包括ケアシステムと連携し、人生の最終段階における生活のサポート等に資するサービス
- vii) その他、上記のテーマには該当しないものや、該当テーマを1つに限定することが難しいものであっても、健康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの構築に資するものであって、社会的な波及効果が期待されるサービス

(2) 公募事業実施主体の条件

実施主体は、原則として地域版協議会との連携ができている事業者であることを前提とした。

実施主体の体制としては、複数の事業主体が連携・協働する実施体制となる「コンソーシアム」形式（医療・介護機関/関連団体、大学、金融機関、民間事業者等で構成し、事業を実施するうえで必要に応じて行政とも適切に連携を図る形式）、もしくは単独事業者により実施することとし、本事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用できる機能等を有する企業等の参加を求めた。

また、本事業終了後、事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用できる機能等があり、自立的に事業を継続する計画を有する企業等を実施主体とすることを求めた。

(3) コンソーシアムの構成要件公募事業主体の条件

コンソーシアムの構成として、以下の要件を満たすこととした。

- ① コンソーシアムは、以下の（４）に定義する代表団体および参加団体によって構成されるものとし、事業等に必要な知見やノウハウ等を有する者を含むこと。
- ② コンソーシアムをひとつの組織体として位置づけるため、管理運営団体からの連絡、指示、問合せ等への対応は、コンソーシアム代表団体の担当責任者が担当し、その責任を持つこと。また、コンソーシアム代表団体の担当責任者は、自らの責任において当該対応内容についてコンソーシアム構成員と共有すること。

- ③コンソーシアムには、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）、事務管理責任者を置くこと。なお、これらの代表者・責任者には、組織の長（会長、社長、事業部長等）ではなく、実際に本プロジェクトの運営推進に携わる人を任命することとし、特に、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、副総括事業代表者（サブリーダー）は、審査時のヒアリング、採択決定後の評価委員会には必ずどちらかの出席を求める。

（４）コンソーシアムの構成員に関する資格要件

本事業の「コンソーシアム」とは、複数の調査研究事業主体（事業者、団体、機関、地方自治体）が連携・協働する実施体制とし、コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という。）及び代表団体と当該事業に係る契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない）を結ぶ者（以下「参加団体」という。）全体を指すとした。また協力団体は、コンソーシアムへの参画はせずに、外部からのアドバイス・支援等を実施するものとした。代表団体、参加団体、協力団体の各団体の詳細は以下のとおりである。

① 代表団体

代表団体は、自ら事業の一部を実施するとともに、当該事業の運営管理、参加団体相互の調整、知的所有権を含む財産管理等の事業管理及び事業成果の普及等を行う母体としての組織とする。したがって、代表団体の資格要件は以下のとおりとした。

- ・日本国内に拠点を有していること
- ・当該事業期間中及び当該事業終了後における事業の実施主体であること。
- ・法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
- ・代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること（複数名の業務従事者を配置すること）
- ・交付申請を行うにあたり、代表団体および参加団体分の交付申請関連書類を交付申請時までに管理運営団体に提出できること
- ・交付決定後のコンソーシアム等内部の経理実務（参加団体への委託金額に係る確定検査の実施を含む）について、責任を持って管理できること
- ・当該事業を受託できる財政的健全性を有していること
- ・総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、事務管理責任者を代表団体から選出すること
- ・補助金の交付は事業終了後となるので、事業実施期間中に発生する経費（参加団体への委託費の支払いを含む）を補助金の受領前に立替払いすることが可能であること

② 参加団体

参加団体は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、補助事業等の

一部を実施する。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有する。
参加団体の資格要件は、以下のとおりである。

- ・代表団体との委託契約を締結できること
- ・当該事業に取り組む事業体制を有していること

③ 協力団体

協力団体は、構成員としてコンソーシアムへの参画や代表団体との委託契約締結はせず、フィールドの提供や事業活動へのアドバイスなどにより、コンソーシアムを外部から支援するものとした。

また、留意事項として、事業の成果普及・定着の観点から、本事業を実施する地域に関わる地方公共団体の参加・協力を推奨した。さらに、代表団体は、当該事業への取り組みについて、協力団体に対し事前説明を実施し、本事業に対する理解・協力等の意思表示を得ることとした。

④ 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

総括事業代表者は、実施事業の計画、実施および成果を管理する者で、代表団体に所属する者とした。副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じて、その代理を務める者で、代表団体または参加団体に所属する者とし、総括事業代表者不在時の連絡窓口等を担うこととした。資格要件は以下のとおりである。

- ・当該事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について管理を行うことができる能力を有していること
- ・当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること
- ・管理運営団体からの連絡、指示、問合せ等に対して、速やかに自ら対応、回答できること
- ・コンソーシアム構成員（参加団体）および協力団体に対して、管理運営団体からの連絡事項を周知徹底できること

また、総括事業代表者および副総括事業代表者は、必ずどちらかが審査時のヒアリング、経済産業省や管理運営団体のヒアリング等に出席できることとした。

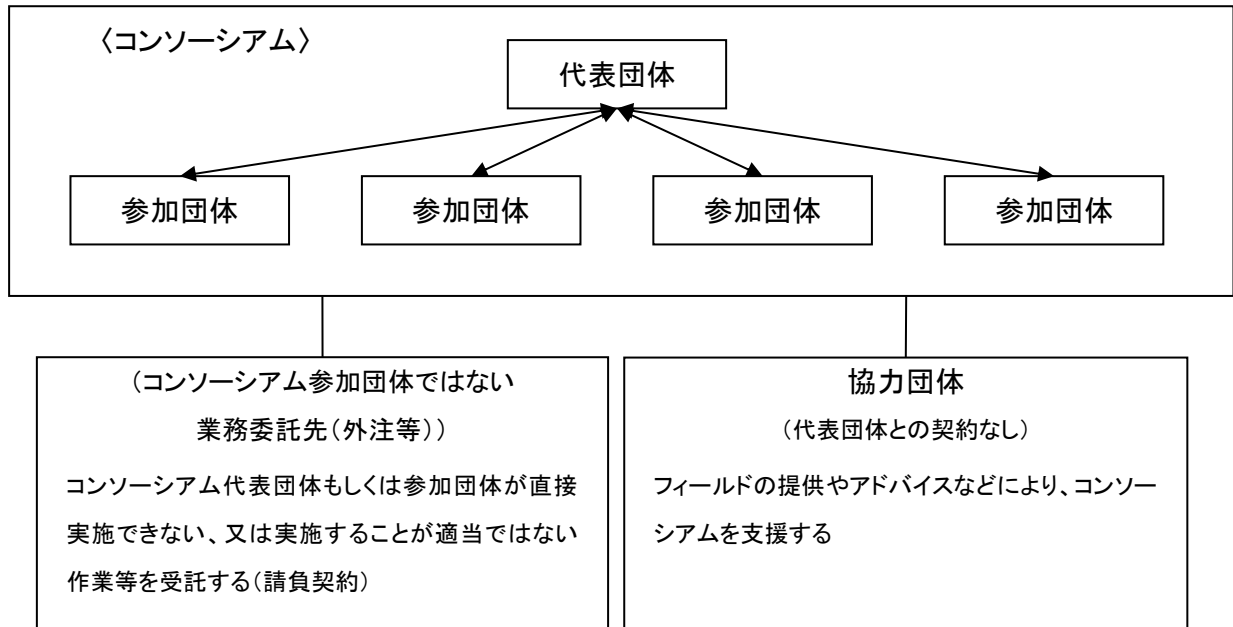
⑤ 事務管理責任者

事務管理責任者は、補助事業等の補助金交付の申請、経費管理および手続きを管理する者で、代表団体に所属する者とした。資格要件は以下のとおりである。

- ・当該事業に関して高い管理能力を有し、実施事業の経理を含めた事務管理を行うことができる能力を有していること
- ・当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること

- ・管理運営団体からの連絡、指示、問合せ等に対して、速やかに自ら対応、回答できると

図表 II-4 代表団体、参加団体、協力団体の関係



(5) 公募説明会の実施

以下のとおり公募説明会を開催した。

日時： 令和元年6月11日（火）

第1回 14:00～15:00 第2回 15:30～16:30

場所： 株式会社シード・プランニング セミナールーム

最終参加者数 78社 95名（第1回・第2回の参加者計）

3) 事業の選定

(1) 審査委員会の設置

本事業の審査・選定にあたっては、外部有識者等により構成される評価委員会を設置し、書類審査とヒアリング審査を経て、採択する補助事業者を決定した。

(2) 審査項目

本事業の応募提案に対する審査項目は以下のとおりである。

① 事業の骨子

- ・ 提案する事業は本事業の背景・目的に沿ったものであるか

② 事業モデルの全体像

- ・ 事業主体者及び関係者の強みが活かされるか
- ・ 健康無関心層の意識・行動変容の促進などの工夫があるか

③ 事業の背景・経緯

- ・ 健康寿命延伸に向けた現状の環境やサービス提供対象を明確に捉えた妥当な解決案であるか
- ・ 事業主体者の熱意や意気込みを裏付けるこれまでの取組実績や具体的計画があるか

④ 事業の特長

- ・ ビジネスモデルと価値設計の工夫があるか
- ・ サービスの質と量を確保する工夫があるか

⑤ 事業の市場性

- ・ 提案する事業はヘルスケア産業の創出及び拡大に資するものか
- ・ 事業モデルのリスクを把握し適切な対応方法が示されているか

⑥ 事業の実施計画・体制について

- ・ 事業の目的・目標を達成するために具体的かつ妥当な計画であるか
- ・ ビジネスモデルの確立及び本事業の目的・目標を達成するために必要な体制と支出計画であるか

⑦ その他（加点項目）

- ・ 医療・介護等の関係者の専門的な立場から適切な助言や支援が得られている、もしくは自ら事業を担っているか

【医療・介護等の関係者の定義】

医療関係者	病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション等の医療提供施設や医療を受ける者の居宅等において患者に対し直接医療を提供する事業者、健康保険組合や全国健康保険協会等の保険者。
介護等関係者	介護保険法及び老人福祉法に規定する事業を行う者、その他高齢者福祉サービス事業を行う者。

※医療・介護等の関係者がコンソーシアムの代表団体、参加団体、協力団体のいずれかに該当し、かつ、事業開始後も連携体制が構築されていること

※医療・介護関係事業者の範囲については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成29年4月14日通知 厚生労働省）」に準ずる

- ・ヘルスケアサービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）及び事業者と消費者を仲介する者（以下「仲介者」という。例：医療・介護関係者、小売・流通業者、健康経営に取組む企業や保険者等）が連携し、仲介者が消費者に対してヘルスケアサービスを紹介・提供する場合を想定した際に、仲介者として、類似サービスを含む複数のサービスの中から本事業で提案するヘルスケアサービスを適切に選択し、消費者へ紹介・提供するために必要な要件等を検討しているか
- ・代表団体又は単独事業者が健康経営銘柄 2019、健康経営優良法人 2019 の認定を受けているか
- ・代表団体又は単独事業者が J-Startup 企業として認定を受けているか

（３）書類審査

本事業には、全国から総計 42 件の応募があった。応募申請書類を審査委員会で審査し、評価の高い 4 件については書面審査の結果のみに基づき採択を決定した。

（４）ヒアリング審査委員会

書類審査の結果、評点がボーダーラインとなった 14 件の補助事業者に対し、ヒアリング審査を実施した。ヒアリング審査は 1 補助事業者当たり 15 分とし、審査委員との質疑応答を実施した。

日時： 令和元年 7 月 24 日（水）13：00～20：00

場所： 経済産業省会議室

(5) 採択先の選定

書類審査、及びヒアリング審査結果に基づき、下表に示す 14 件を選定した。

図表 II-5 採択先補助事業者一覧（市区町村コード（JIS）順）

経済産業局	コンソーシアム名	事業名	実施予定地域	代表団体
東北	秋田フレイル健診コンソーシアム	人生 100 年健康こまち！秋田発・フレイル健診	秋田県（秋田市、大館市、北秋田市、潟上市）	株式会社アルファシステム
関東	-	交通弱者 2,000 万人への Mobility Healthcare Platform 「どこケア」の開発	東京都中野区	ケアプロ株式会社
関東	横浜ヘルスケア・コンソーシアム	横浜の医産が連携して取り組む健康経営高度化プログラム	神奈川県横浜市	株式会社相鉄ビルマネジメント
関東	-	ピアサポートアプリ「みんチャレ」を活用した糖尿病重症化予防プログラム	神奈川県のある市区町村	エーテンラボ株式会社
中部	-	第三セクターによるオリジナル介護予防事業	愛知県愛知郡東郷町、他	東郷町施設サービス株式会社
近畿	-	地域・職域連携、ICT・ヒューマンサービス連携による健康寿命延伸事業	大阪府池田市ほか阪急阪神鉄道沿線地域	阪急阪神ホールディングス株式会社
近畿	地域医療生活習慣病包括連携モデルコンソーシアム	地域医療生活習慣病包括連携モデルの構築	大阪府枚方市	コガソフトウェア株式会社
近畿	睡眠環境の改善を通して健康寿命延伸に繋げる事業化検証集団	睡眠改善による健康増進と労働生産性の向上を目的とする BtoBtoC 事業	兵庫県神戸市	ライオン株式会社
中国	コミュニティナース育成コンソーシアム	コミュニティナースの育成・支援を通じた健康的なまちづくり推進事業	島根県雲南市	Community Nurse Company 株式会社

中国	広島ヘルスケア イノベーション・コンソーシアム	広島の歯科医院が取り組むフレイル予防教室から「B to S for Sモデルで すこやか広島」を実現する	広島県安芸郡海田町・三原市	医療法人社団 湧泉会ひまわり歯科
四国	「働きたい改革」支援コンソーシアム	アクティブシニアの働く機会とヘルスケアを組み合わせた雇用創出事業	四国地域	株式会社穴吹ハウジングサービス
九州	ICT 健康管理システム推進コンソーシアム	ICT 健康管理システム推進事業	九州地方	芙蓉開発株式会社
九州	ふくおか散歩プロジェクト	ウォーキングアプリ「ふくおか散歩」を活用した自走型健康ポイントビジネスモデルの構築事業	福岡県福岡市	株式会社西日本新聞社
九州	社会的処方なんふうモデル事業推進コンソーシアム	MCI・フレイル高齢者に対する社会的処方推進事業	鹿児島県鹿児島市	公益社団法人鹿児島共済会南風病院

(6) 採択結果の公表

本事業の採択結果 14 件を令和元年 8 月 5 日にウェブサイトで公開した。

図表 II-6 採択結果のウェブサイト公開画面

SEED PLANNING

令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業

採択事業について
「令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業（地域の実情に応じたビジネスモデル確立支援事業）」について、応募のありました提案について厳正な審査を行った結果、下記のコンソーシアムが採択事業として選定されましたので、お知らせいたします。

採択事業一覧 14件（都道府県コード（JIS）順）

コンソーシアム名	代表団体	実施予定地域	代表団体
秋田フレイル健診コンソーシアム	人生100年健康こまち！秋田発・フレイル健診	秋田県（秋田市、大館市、北秋田市、潟上市）	株式会社アルファシステム
-	交通弱者2,000万人へのMobility Healthcare Platform「どこケア」の開発	東京都中野区	ケアプロ株式会社
横浜ヘルスケア・コンソーシアム	横浜の産業が連携して取り組む健康経営高度化プログラム	神奈川県横浜市	株式会社相鉄ビルマネジメント
-	ピアサポートアプリ「みんチャレ」を活用した糖尿病重症化予防プログラム	神奈川県横浜市	エーテラボ株式会社
-	第三セクターによるオリジナル介護予防事業	愛知県愛知郡東郷町、他	東郷町施設サービス株式会社
-	地域・領域連携、ICT・ヒューマンサービス連携による健康寿命延伸事業	大阪府池田市ほか阪急阪神鉄道沿線地域	阪急阪神ホールディングス株式会社
地域医療生活習慣病包括連携モデルコンソーシアム	地域医療生活習慣病包括連携モデルの構築	大阪府枚方市	コガソフトウェア株式会社
-	ヒューマンサービス連携による健康寿命延伸事業	大阪府池田市ほか阪急阪神鉄道沿線地域	阪急阪神ホールディングス株式会社
地域医療生活習慣病包括連携モデルコンソーシアム	地域医療生活習慣病包括連携モデルの構築	大阪府枚方市	コガソフトウェア株式会社
睡眠環境の改善を通して健康寿命延伸に繋げる事業化検証集団	睡眠改善による健康増進と労働生産性の向上を目的とするBtoBtoC事業	兵庫県神戸市	ライオン株式会社
コミュニティナース育成コンソーシアム	コミュニティナースの育成・支援を通じた健康的なまちづくり推進事業	島根県雲南市	Community Nurse Company株式会社
広島ヘルスケアイノベーション・コンソーシアム	広島の産科医療が取り組むフレイル予防教室から「BtoS for S」モデルで「すこやか広島」を実現する	広島県 安芸郡 海田町・三原市	医療法人社団 湧泉会 ひまわり歯科
「働きがい改革」支援コンソーシアム	アクティブシニアの働く機会とヘルスケアを組み合わせた雇用創出事業	四国地域	株式会社六次ハウジングサービス
ICT健康管理システム推進コンソーシアム	ICT健康管理システム推進事業	九州地方	芙蓉開発株式会社
ふくおか散歩プロジェクト	ウォーキングアプリ「ふくおか散歩」を活用した自走型健康ポイントビジネスモデルの構築事業	福岡県福岡市	株式会社 西日本新聞社
社会的処方なんぶうモデル事業推進コンソーシアム	MCI・フレイル高齢者に対する社会的処方推進事業	鹿児島県鹿児島市	公益社団法人鹿児島県済会 南風病院

© Seed Planning, Inc.

4) 事業進捗管理

各補助事業者の実施する事業の進捗状況については、各補助事業者に管理運営団体の担当者を割り当てることで、進捗確認・管理を行った。

進捗確認・管理については、図表 II-7 のようなチェック項目について、事業開始時に点検を行い、点検結果を踏まえて各補助事業者への助言等を行った。

図表 II-7 事業の点検項目

実施地域での市場認識	実施地商圏の市場性	展開計画	市場創出・参入戦略
	課題解決シナリオ		横展開方法
実施地域での事業性	商品価値とターゲット像	本年度事業の進捗	横展開時のリスク
	価格受容性		進行管理
	利用者確保の方策		協働体制
	利用継続の方策		成果設定と検証計画
	コスト低減の工夫	本年度事業の成果	本年度の事業成果に向けた課題と対策
	収支モデルの策定		ビジネスモデル構築に向けた成果または進捗
	当該地域での持続性確保		経済波及効果創出に向けた成果または進捗
全国市場認識	技術・ノウハウ		健康寿命延伸に向けた成果または進捗
	全国展開時の市場性		自走化・横展開に向けた課題の抽出

また、適宜、補助事業者を実地訪問し、採択時及び中間報告時に評価委員から受けた指摘に対する対応状況や進捗の確認も行った。補助事業者の進捗管理にあたっては、管理を補助するツールとして、事業の目的や概要説明、実施期間中のスケジュールや提出書類等について記載した事業管理マニュアルを作成し、補助事業者にも早期の段階で共有した。

図表 II-8 補助事業者担当者による進捗確認

	概要
初回面談	- 原則的には各補助事業者担当者が現地訪問の上、総括事業代表者及び副総括事業代表者に対して事業概要に係る説明（目的、進め方、スケジュール）を行う。 - 総括事業代表者及び副総括事業代表者に対して事業内容の確認及びヒアリングを実施し、事業の状況等について点検する。 - 事業において重要なマイルストーン（委員会、イベント等）の確認を行い、今後の現地訪問スケジュールを調整する。
中間面談	- 各補助事業者担当者が現地視察を実施し、併せて総括事業代表者、副総括事業代表者、ほか関係者に対してヒアリングを実施する。 - 担当は現地訪問の際に、総括事業代表者、副総括事業代表者、ほか関係者に対して、中間報告を受けて今後の事業の進め方について助言する。
最終面談	- 担当が現地視察を実施し、併せて総括事業代表者、副総括事業代表者、ほか関係者に対してヒアリングを実施する。 - 評価委員や経済産業省が現地視察に参加する場合がある。 - 担当は現地訪問の際に、総括事業代表者、副総括事業代表者、ほか関係者に対して、中間報告に対する評価委員のコメントを踏ま

	えて最終報告の内容について検討し、助言・指導等を実施する。
--	-------------------------------

支出・経理関係については、中間検査に加え、初期確認と事務指導を行い、適切かつ滞りなく処理が行われるように確認を行った。

図表 II-9 支出・経理関係の確認

	目的	確認内容
初期確認 ・事務指導	・日々の記録の徹底 ・記載方法の誤りの是正 ・代表団体の書類確認業務の確認	・事業期間（事業開始日～）の初月分および次月分の「業務日誌」と「経理簿」
中間検査	・基本的な処理の確認と指導 ・書類（原本）の保管状況の実地確認	・事業期間（事業開始日～）当初から、概ね11月分までの経費処理関係書類（「業務日誌」と「経理簿」を含む）。
プレ確定検査	・誤った処理の早期是正 ・書類（原本）の保管状況の実地確認 ・年度末の確定検査の負荷軽減	・中間検査時の指摘に対する対応状況の確認 ・中間検査以降の「業務日誌」と「経理簿」
確定検査	・額の確定と支払処理のための最終確認	・実績報告書 ・プレ確定検査時の指摘に対する対応状況の確認 ・プレ確定検査以降の「業務日誌」「経理簿」

5) 外部委員に対する報告

本事業では、各補助事業者が実施する事業の実施内容についての評価、及び指導・助言等を行うことを目的に、報告の機会を設定した。更に報告を通じて、各補助事業者が委員からのコメントを得ることで、残り実施期間や次年度における事業の改善に資することを目指した。

委員報告は、審査を除き事業期間中に2回実施し、中間報告については補助事業者が提出した報告に対する書面確認により実施した。成果報告については当初は実地の報告会の開催により実施する予定であったが、新型コロナウイルスの流行のためイベント形式での開催を取りやめて書面確認に変更した。

(1) 中間報告及び評価

中間報告を下記のとおり評価委員との書面評価により実施した。補助事業者からは事前に中間報告書の提出を求め、事務局において取りまとめた上で報告し、委員が評価を行った。

図表 II-10 中間報告スケジュール

令和元年 11 月 26 日	補助事業者による中間報告提出日
令和元年 12 月 5 日から 12 月 20 日	事務局において中間報告書を取りまとめ、委員に展開、書面により委員から指導、助言、評価を受ける。
令和元年 12 月 27 日	各補助事業者に対し、事務局より個別に E メールにより、委員評価を共有

図表 II-11 中間報告記載事項

目指す事業の概要と今年度事業の目的 観点ごとの目標設定と着地見込み ・ ビジネスモデルの構築に係る定性的目標と定量的目標、着地見込み ・ 経済効果の検証に係る定性的目標と定量的目標、着地見込み ・ 健康効果の検証に係る定性的目標と定量的目標、着地見込み 注目すべき成果（見込み含む） 実施項目ごとの進捗状況と課題
--

（２）成果報告

補助事業者は 3 月 4 日に開催を予定していた事業報告会において公表するためにスライド形式で成果報告を事業管理団体に提出した。委員は成果報告等の内容を確認した上で、①ビジネスモデル確立（自走化可能性）、②汎用性・横展開可能性、の 2 つの視点から、今後の事業展開に係る期待度を 4 段階で評価した。

図表 II-12 成果報告スケジュール

令和 2 年 2 月 25 日（火）	成果報告ドラフト版提出日
令和 2 年 2 月下旬	担当から助言を受け、事業報告会公表版にアップデート
令和 2 年 3 月 2 日（月）	補助事業者による成果報告提出日
令和 2 年 3 月 5 日から 3 月 18 日	事務局において成果報告を取りまとめ、委員に展開、書面により委員から指導、助言、評価を受ける。
令和 2 年 3 月 23 日（月）	各補助事業者に対し、事務局より個別に E メールにより、委員評価を共有

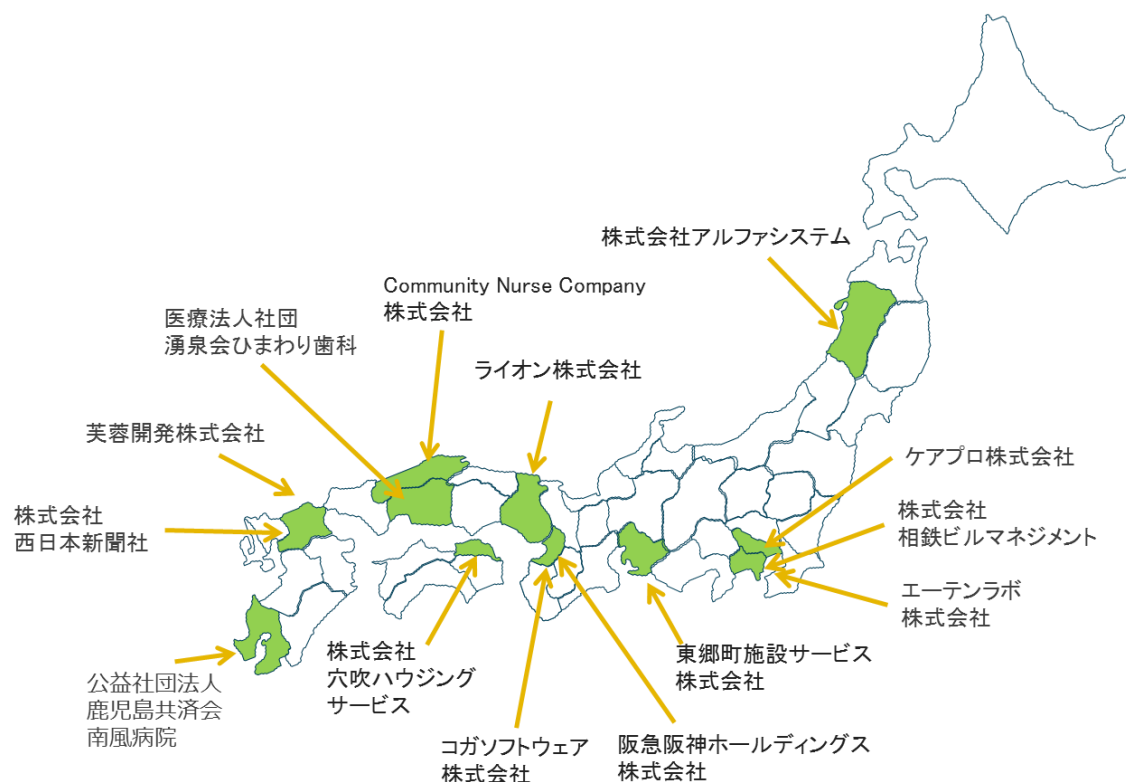
図表 II-13 成果報告記載事項（会計報告を除く）

1 事業の背景 2 目指すビジネスモデル 3 今年度の取組と成果 4 今後の事業展開に向けて 参考資料
--

4. 採択団体の概要

本事業において採択した補助事業者の分布及び事業概要は下図のとおりである。
(詳細は付録参照)

図表 II-14 採択先補助事業者分布図



採択事業一覧

	事業名	代表団体	実施地域	目指す事業の概要
1	人生100年健康こまち！秋田発・フレイル健診	株式会社アルファシステム	秋田県（秋田市、大館市、北秋田市、潟上市）	高齢者が要支援・要介護に至る前のサポートとして、「運動・栄養・認知」の側面に働きかけるフレイル健診プログラムを構築。フレイル予防対象者の早期発見と情報管理により、改善提案を実施するモデルを商品化し、県内外へ展開する。
2	交通弱者2,000万人への Mobility Healthcare Platform「どこケア」の開発	ケアプロ株式会社	東京都中野区	病や障がいがあっても社会参加できる共生社会の実現を目指し、移動支援を必要とする個人や法人と介助をする個人と法人をインターネット上でマッチングするプラットフォーム（アプリ＆WEB）を提供する。
3	横浜の医産が連携して取り組む健康経営高度化プログラム	株式会社相鉄ビルマネジメント	神奈川県横浜市	“健康経営実践企業”のプレゼンティーズム解消を目的とし、様々なヘルスケア事業者を巻き込んだ“治験プラットフォームモデル（仮称）”を確立し、横浜における健康増進関連産業の集積を目指す。

4	ピアサポートアプリ「みんなチャレ」を活用した糖尿病重症化予防プログラム	エーテンラボ株式会社	神奈川県 の市区町村	ピアサポートアプリ「みんなチャレ」を活用して、生活習慣病（特に2型糖尿病）の治療を途中で中断してしまう方を1人でも多く減らすことを目指す。
5	第三セクターによるオリジナル介護予防事業	東郷町施設サービス株式会社	愛知県 愛知郡東郷町、他	地域に根差した第三セクターが、運動が継続できる“場”と、それを支える“人を育成”するためのノウハウを構築し、オリジナル健康ビジネスを展開する。
6	地域・職域連携、ICT・ヒューマンサービス連携による健康寿命延伸事業	阪急阪神ホールディングス株式会社	大阪府 池田市ほか 阪急阪神鉄道沿線地域	職域向けの健康自己管理支援 ICT・サービスと地域向けの要介護者みまもり支援 ICT・サービスを連携して、健康寿命延伸、ヘルスケア産業・地域産業の振興に貢献する。
7	地域医療生活習慣病包括連携モデルの構築	コガソフトウェア株式会社	大阪府 枚方市	45歳以上の生活習慣病患者に対し、通院先の医師が紹介する医科大学による「IoT オンライン肥満改善サービス」を提供。医学的知識に基づいた栄養指導・運動指導を、IoTを活用しオンラインで行い、生活習慣病の改善をサポートする。
8	睡眠改善による健康増進と労働生産性の向上を目的とするBtoBtoC事業	ライオン株式会社	兵庫県 神戸市	「睡眠チェック&ケア事業」のビジネスモデル検証を行う。また、睡眠改善ソリューションを保有する団体と連携し、クロスセル、アップセルに向けたプラットフォームを形成する。
9	コミュニティナースの育成・支援を通じた健康的なまちづくり推進事業	Community Nurse Company 株式会社	島根県 雲南市	健康無関心層の住民に対しての接点づくりや健康増進・予防の取り組みを行うコミュニティナースの活動拠点を設立・運営し、多様なケアの担い手を発掘・育成する。また、コミュニティナースの発掘・育成の知見を活かし、地域の企業等と組んで拠点や交流の場を展開する。
10	広島歯科医院が取り組むフレイル予防教室から「BtoS for Sすこやか広島」を実現する	医療法人社団湧泉会ひまわり歯科	広島県 安芸郡海田町・三原市	フレイル予防をターゲットとした地域包括ケアシステムの深化を促進する「BtoS for Sすこやか広島」を実現する。
11	アクティブシニアの働く機会とヘルスケアを組み合わせた雇用創出事業	株式会社穴吹ハウジングサービス	四国地域	アクティブシニアが時間的にゆるく気軽に働いてもらえる雇用の場をつくり、ヘルスケアサービスを組み合わせ提供することによって“働きながら健康になれる”という新たなスタイルの雇用創出事業を目指す。
12	ICT健康管理システム推進事業	芙蓉開発株式会社	九州地方	施設に入居する高齢者の状態悪化の早期発見・重症化予防のため、今まで経験者の勘に頼っていたバイタルからのトリアラージが見える化される「安診ネット」の追加機能により、属人的ではなく科学的健康管理により、健康管理レベルを向上させ、医師への情報を一元化する。

13	ウォーキングアプリ「ふくおか散歩」を活用した自走型健康ポイントビジネスモデルの構築事業	株式会社西日本新聞社	福岡県福岡市	自治体を中心とした活動から民間企業を中心とした活動へとシフトを図り、自走型（自治体の予算を充てにしない）の健康ポイント事業モデルを構築する。
14	MCI・フレイル高齢者に対する社会的処方推進事業	公益社団法人鹿児島県共済会南風病院	鹿児島県鹿児島市	カフェ型保健活動を通じて MCI・フレイル高齢者の早期発見・診断につなげ、医療機関が社会的処方を行い、民間事業者と連携して社会参加を促すビジネスモデル創出を目指す。

5. 事業の成果と今後の課題

1) 事業の成果

本事業では、地域に根ざしたヘルスケア産業を創出することを目的に、民間事業者等によるヘルスケアビジネスモデルの確立に向けた取組をサポートするために補助事業者を公募し、42 件の応募に対し 14 件の事業を採択した。

事業にあたっては外部審査委員・評価委員による評価と、事業管理事務局によるサポートを行い、各事業者がその成果を取りまとめた。

採択された事業はまだヘルスケアビジネスとして自走しておらず、各事業者やコンソーシアムが掲げるヘルスケア課題の解決に向けた新たな事業の構想を実証する段階にあった。各事業の進捗を総括した本事業の成果は以下のとおりである。

(1) 事業構想の実現可能性の検証が進んだ

各事業が目指すビジネスモデルの多くは、まだ社会的に成功モデルがないものであった。そこで、調査や実証を通じて、その実現可能性やニーズ、課題を検証した。

需要サイド、供給サイドのニーズが明らかになっていない場合には、利用者・顧客・提供者へのインタビューやアンケートの他、実際にサービスを提供して反応を確認するなどした。その結果、提供するサービスへの具体的ニーズや潜在的な市場規模の量的把握、対象とすべき顧客像の具体化が可能となった。また、移動支援や遠隔健康支援などは触れる可能性のある法規制を調査し、サービスやビジネスモデルのあり方について検討を進めることができた。

(2) サービス基盤の構築が進んだ

実証を行うにあたり、具体的なサービスやその提供基盤の構築を進めることができた。具体的には、エンドユーザーに提供する測定や予防プログラム、健康データの収集とフィードバックを可能とする WEB・アプリや ICT 基盤、ボランティア人材や専門職等の提供人材の養成ノウハウ、テキスト等が挙げられる。

また、すべてのサービスは 1 社単独で提供するのではなく医療機関や保険者、市町村、事業主、民間企業など多様な機関と連携して提供するものであった。そのため、本事業を通じて関係各者との連携が進み、今後の提供体制の構築にも寄与した。

(3) 得られた知見に基づき、事業化に向けた次の展開の計画が進んだ

実際にサービス提供基盤の構築を進め、エンドユーザーに提供することによって、当初描いた事業構想の何が機能し何を改善すべきかが明らかになった。例えば、提供するサービスプログラムや利用するソフトウェア、運営方法や導入支援の方法等である。その他、より感度の高い対象顧客やパートナーが明確になり、今後の顧客ターゲティングや販路開拓に向けたヒントが得られ、事業計画のブラッシュアップにつながった。

以下に、14 事業の成果、今後の課題の概要を述べる。各事業の詳細は、付録資料を参照されたい。

2) 各事業の成果

(1) 人生 100 年健康こまち！秋田発・フレイル健診 (株式会社アルファシステム)

<事業概要>

自治体からのフレイル健診のアウトソーシングと蓄積する健診データを活用した事業を見据え、フレイル健診の仕組みを構築し、参加者の行動変容の検証と今後のビジネスモデルの検討を行った。

<事業成果>

フレイル健診の仕組みを構築し、秋田県内 2 市町村 183 名の健診データを収集した。また、健診を機に参加者がフレイルを認知し、97%がフレイル予防を継続したいとの意向を示した。また、本事業の収支モデル、収支計画を検討した。今後の事業化に向けて、フレイル健診システムの機能改善等の課題を明らかにした。

<今後に向けて>

高齢者の保健事業と介護予防の一体実施が制度化され、今後、後期高齢者医療広域連合や市町村において、フレイル健診や予防事業を充実させる動きがある。そこへ、代表団体のソフトウェア開発力を活かしたフレイル健診システムを構築し、アウトソーシングサービスとしてスピーディーに効果的なフレイル対策の開始を支援できるかどうかポイントとなる。今後、市町村とともにサービスやシステムの最適化を行い、ビジネスモデルを構築していくことが求められる。

(2) 交通弱者 2,000 万人への Mobility Healthcare Platform「どこケア」の開発 (ケアプロ株式会社)

<事業概要>

移動支援を要する人（要介助者）と移動支援できる人（介助者）をつなげるプラットフォーム構築を目指し、利用者と介助者へのニーズ調査とトライアルを行い、ターゲットニーズの明確化とパートナー確保を図った。

<事業成果>

利用者には、家族に迷惑をかけたくないとする要介助者と家族の支援には限界があるとする家族のニーズを明らかにした。介助者には、患者の願いを叶えたいという想いを持つ医療・介護従事者の副業ニーズがあることを明らかにした。その他、旅行会社等の法人パートナーの可能性も見えてきた。

<今後に向けて>

高齢者の増加や共生社会の実現に向けて、移動支援のニーズは高まることが予想される。しかしプラットフォームを成立させるためには地域において需要と供給の密度を高めていくことが重要である。そのために、自治体や地域団体等と連携して地域に浸透させていくモデルづくりも必要であろう。また、現状の公的保険では実現できない部分を明らかにし、制度改善などの提言につなげていく動きも重要である。

(3) 横浜の医産が連携して取り組む健康経営高度化プログラム (株式会社相鉄ビルマネジメント)

<事業概要>

横浜市内企業の健康経営を支援するために横浜ヘルスケア・コンソーシアムを立ち上げ、企業向けにコンソーシアム参画企業から多様なヘルスケアサービスを提供し、企業向け・従業員向けにフィードバックを行った。また、コンソーシアム及び横浜における健康増進関連産業の集積を目指し、従業員のヘルスケアデータをコンソーシアム内にフィードバックする仕組みの構築に取り組んだ。

<事業成果>

横浜市内の2社、従業員158名が実証に参加。生活習慣病対策としての食事、運動やメンタルヘルス、ストレス対策としての睡眠等の支援を行うべく、ウェアラブル端末や簡易検査キットを活用した測定、アプリでのフィードバックの仕組みを構築した。また、企業向けには、従業員アンケートによるプレゼンティーズム等のレポートを作成しフィードバックした。企業や従業員からの関心は得られたが、主体的かつ継続的にサービス利用されるには、サービス改善を要することが明らかになった。

<今後に向けて>

横浜市と連携して地域企業への健康経営の普及と推進を支援し、かつ、地場鉄道事業者としてヘルスケア企業を集積させようという新たな取組であり、コンソーシアムを組み、企業向けの実証まで行えた点は大きな進捗である。一方で、企業や従業員が有償でサービスを利用し続けるためには、サービスそのものを大きくブラッシュアップしていく必要がある。今

後、代表団体等がリーダーシップをとり新たなサービスを創出できるような環境整備をしていくことが重要である。

(4) ピアサポートアプリ「みんなチャレ」を活用した糖尿病重症化予防プログラム (エーテンラボ株式会社)

<事業概要>

生活習慣病の治療が継続しないという課題に対し、アプリ上で5人1組にて励まし合いながら継続や目標達成を支援する「みんなチャレ」を活用したサービス化を目指す。自治体や企業と協力した実証を行い、医学的エビデンス構築や社会実装に向けた事業検証を行った。

<事業成果>

神奈川県での40～70歳、 $5.6\% \leq \text{HbA1c} < 7.0\%$ 、スマートフォン保有者を対象とし、みんなチャレ使用群33名、対照群25名で実証を行った。その結果、使用群は目標歩数の達成率が対照群に比べて高く、平均歩数も多い結果となった。60歳以上の参加者が19名であったがアプリ投稿ややりとりも活発であり、アプリ上のつながりの価値を感じてもらえた。

<今後に向けて>

本実証では自治体、企業、医療機関経由で参加者を募り、結果的には企業からの参加者が多かった。一方で、高齢者の利用は少ないものの利用価値は高かったことが伺える。また、医療機関や市町村からの期待も寄せられ、今後のビジネスモデル構築に向けた示唆が得られたことは成果である。今後、医療的サポート等の連携モデルの検討により、安心して利用できるサービスにブラッシュアップしていくことが望まれる。また企業等を中心とした連携可能性を模索し、今後の展開戦略を描くことが重要である。

(5) 第三セクターによるオリジナル介護予防事業 (東郷町施設サービス株式会社)

<事業概要>

産官学が連携し構築してきた地域での介護予防事業のノウハウを、他地域に展開できるモデルにしていく。東郷町での実証により、地域での介護予防事業の展開方法やシニアリーダー育成方法、オリジナル体操教材等の開発を目指した。

<事業成果>

東郷町ではコミュニティセンターや喫茶店の場を開拓し 44 回の運動教室を開催。またシニアリーダー養成講習会（全 4 回）で 20 名中 16 名が独自資格を取得し、代表団体が実施する運動教室のアシスタントとして活躍できるレベルになった。オリジナルノウハウは、体操 DVD、シニア運動指導の手引きを制作。長久手市や土岐市への展開に向け具体的な協議が進んでいる。

<今後に向けて>

代表団体は東郷町の第三セクターであり自治体との連携に強み。また、順天堂大学と連携して様々なオリジナル体操のプロデュースをしてきている。これらの強みを活かし、介護予防事業の展開に悩む市町村や地域団体へのノウハウ展開が期待される。今後、地域の人材発掘・育成の方法論を確立していくことにより、よりスピーディーな横展開が可能と考えられる。

（６）地域・職域連携、ICT・ヒューマンサービス連携による健康寿命延伸事業 （阪急阪神ホールディングス株式会社）

<事業概要>

職域においては働く世代向けの「健康自己管理 ICT」を用いた生活習慣病予防支援サービス、地域においては、要介護者・家族向けの「みまもり ICT」を用いた地域包括ケア支援サービスを開発・提供。健康保険組合や企業、自治体、ヘルスケア関連企業等向けのビジネスモデル構築を目指した。

<事業成果>

理化学研究所とともに 40 分でできる健康計測プログラムを開発し、職域では阪急阪神グループ社員向けに 713 名のデータを収集し、オンラインで発症リスク・要因を個人にフィードバックした。また、サービスの拡張に向け、メンタルヘルス支援 AI、生活習慣病発症予測 AI、循環器疾患発症予測 AI の大学等と共同研究を開始した。地域では堺市と池田市から介護予防事業を受託。健康自己管理 ICT を提供するとともに、グループのリソースや集客力を活かしたイベントや健康計測を実施した。

<今後に向けて>

今後、グループの多様なリソースを活かして職域・地域と連携しながら生活習慣病予防、介護予防を支援する仕組みを構築し、沿線価値を高めようとする取組であり、代表団体ならではのビジネスモデルである。デジタルサービスや職域・地域でオフラインプログラムの運用などサービスが多岐にわたるため、これまで構築したリソースを活かしつつ、効率的・効果的かつ持続可能なサービス内容と提供体制を検討していくことが重要である。

(7) 地域医療生活習慣病包括連携モデルの構築
(コガソフトウェア株式会社)

<事業概要>

関西医科大学での認知行動療法を取り入れた肥満外来のプログラムをオンラインサービス化。管理栄養士、健康運動指導士がオンラインで指導するヘルスケアアプリを開発し、かかりつけ医を通じて提供するビジネスモデルの構築を目指す。本事業ではかかりつけ医と連携し、コメディカルスタッフを研修した上でサービス提供の実証を行った。

<事業成果>

枚方市医師会と連携し、10 医療機関が事業へ参画し、患者 59 名の申し込みを得た（50～60 歳代が大半）。管理栄養士と健康運動指導士の講習会には 41 名が参加し 22 名がサービス業務への就業希望を示した。本サービスを通じてビデオ面談、チャット、オンラインレッスンなどを提供し、歩数増加、体重減少を確認した。かかりつけ医、コメディカル、患者それぞれの利用ニーズが確認され、ビジネスモデルの可能性がつかめた。

<今後に向けて>

地域の診療所はコメディカルスタッフを十分に抱えておらず、生活習慣の指導まで担えないことから、本サービスのように生活習慣指導をアウトソースするニーズが確認できたと言える。今後、法的リスクにも十分に配慮した上で各者にメリットのあるビジネスモデルを構築していくことで、生活習慣病予防に資する新たな地域連携モデルの可能性が期待される。

(8) 睡眠改善による健康増進と労働生産性の向上を目的とする BtoBtoC 事業
(ライオン株式会社)

<事業概要>

ウェアラブルデバイスを活用した睡眠状態のチェックと、個人に最適化された睡眠ケアのソリューションを提案するサービスを開発し、企業向けのビジネスモデルを構築する。本事業では、企業向けに提供して実証し、睡眠や生産性の改善効果を検証した。

<事業成果>

某化学メーカー向けに有償トライアルを実施し、250 名が 3 カ月間利用した。その結果、眠りの深さの不具合が可視化され、サービス実施により眠りの深さや生産性が改善された。

今後、組織パフォーマンス向上に向けた新たなマネタイズの方向性も獲得した。また、睡眠ケアプラットフォームの構築に向けて企業との連携を開始した。

<今後に向けて>

本事業を通じて、有償トライアルが実現された成果は大きい。従業員の睡眠が事業に影響を与える企業において、睡眠や生産性の改善などの事業へのインパクトの可能性も示された。今後、企業向け、従業員向けのサービスとして利用価値や利便性を高めていくことで企業向けモデルの構築していくことが期待される。

(9) コミュニティナースの育成・支援を通した健康的なまちづくり推進事業

(Community Nurse Company 株式会社)

<事業概要>

コミュニティナースは、地域において健康意識に関わらず日常の暮らしの中で住民の健康増進・予防ができるようサポートする役割である。地域でのケアのノウハウを蓄積し、看護師・保健師等を中心に担い手を育成するとともに、自治体や企業に地域ケアのノウハウ、人材育成のノウハウ、またはコミュニティナースを人的資源として提供するビジネスモデルの構築を目指した。

<事業成果>

コミュニティナース育成プログラムは、これまでに受講者負担、自治体負担で実現してきたが、本年度には看護師以外に多様な医師・介護士・理学療法士などの専門職の参加や企業管理職向けのプログラムが実現された。ビジネスモデルとしては、雲南市での SIB を活用したモデルや、生活インフラ企業との連携モデルが実現された。

<今後に向けて>

コミュニティナースの育成プログラム自体は受講者負担等で自走化しているが、その機能の社会実装については一部の自治体や企業からの個別ニーズや実情に応じて実現されている。この点は現時点で多様な可能性があり、汎用的なモデルはない。今後、コミュニティナースを育成し社会実装するためには、コミュニティナースそのものや、育成ノウハウ、地域のケアノウハウ、そしてそれらの価値を可視化し、協働者を増やすエコシステムの構築が期待される。

(10) 広島 of 歯科医院が取り組むフレイル予防教室から「B to S for S モデルで すこやか広島」を実現する

(医療法人社団 湧泉会 ひまわり歯科)

<事業概要>

歯科医院で高齢者の口腔機能低下症を発見し、吹矢を取り入れたフレイル予防教室によって口腔機能低下及びフレイルを予防するモデルを構築する。本事業では、代表団体の地域でのフレイル予防教室の展開とその方法を確立するとともに、地域歯科医院や他地域の大型歯科医院、医療機関や住民互助組織との連携可能性を模索した。

<事業成果>

海田町では代表団体でのフレイル予防教室に加え、地域の集いの場や暮らしの保健室での教室を開催した。スポーツ吹矢セットが個人負担で購入されるケースも見られた。今後、歯科医院向けのフレイル予防教室マニュアルを作成することとなった。他地域の大型歯科医院からの関心が高く、視察希望があった。三原市では市の地域包括ケア推進研究会との連携により 120 名が参加した。

<今後に向けて>

歯科診療所は全国に 68,613 か所あり (平成 30 年, 厚生労働省調べ)、歯科診療所で口腔機能低下症を発見しフレイル予防につなげられた実績は、今後のフレイル対策において重要な視点である。また、スポーツ吹矢という楽しく競える男性に人気のコンテンツの可能性も見られた。今後、自治体等と連携し、歯科診療所によるフレイル対策のモデルを構築していくことが重要である。

(11) アクティブシニアの働く機会とヘルスケアを組み合わせた雇用創出事業

(株式会社穴吹ハウジングサービス)

<事業概要>

生産人口が減少する地方において、人材不足が事業運営上の大きなリスクとなっている。元気な高齢者 (アクティブシニア) の活躍が期待されるが、労働条件や体力面の不安が足かせとなっている可能性がある。本事業ではアクティブシニアを発掘し、ゆるく働きながら健康になれるよう仕事とマッチングする事業を構築するため、アクティブシニアへのニーズ調査と就労トライアルを行い、事業の可能性を検証した。

<事業成果>

60 歳以上を対象にアンケートを行い 519 名からの回答を得た。ゆるく働くことや健康への意識はあるが運動は長続きしないこと、健康のための就業意欲があることなどを確認した。また、9 名の方が、マンション管理業務などへの就労トライアルを行い、大きな負担なく一定の運動量を確保できることを確認した。

<今後に向けて>

不動産を軸とした多様な事業を展開している地域事業者が、マンション管理業務等の軽作業を切り出し、アクティブシニアの就労ニーズや健康維持ニーズに応えるようコーディネートできる可能性が見られた。今後、このニーズをどのようなビジネスモデルにしていくのか更なる検討が重要である。

(12) ICT 健康管理システム推進事業

(芙蓉開発株式会社)

<事業概要>

介護施設や病棟において、個人のバイタル測定値をもとに異常値検知やリスクスコアを提示し、データに基づき医療管理レベルを向上させ、業務効率化を実現するモデルを構築する。本事業では、特養・老健・慢性期病院向けの販売を目指した機能拡張に取り組んだ。

<事業成果>

医療従事者が効率的に管理できるよう、スコア成績表や病床マップなどを開発。4 施設で職員 208 名が利用したところ、精神的負担やペーパーレス化による記録作業が軽減して、情報共有がスムーズになったなどの声が得られた。一方で運営方法の改善が必要なケースも見られ、導入支援が重要であるとの示唆が得られた。また、全国販売に向けたルート開拓も進んだ。

<今後に向けて>

同社グループの医療・介護事業所との連携のもと、医療管理の知見と現場の運営方法を熟知した上でのソフト開発が進められており、成果につながった。今後の展開に向け、導入ノウハウの構築と導入支援方法・体制を踏まえた販路構築が重要である。

(13) ウォーキングアプリ「ふくおか散歩」を活用した自走型健康ポイントビジネスモデルの構築事業

(株式会社西日本新聞社)

<事業概要>

自治体のウォーキングアプリは財源やサービス運営の問題から実施や持続性に課題があることから、地方新聞社がメディアビジネスとしてアプリを運営することを目指す。本事業では、これまでに構築してきたアプリの改善と企業等協賛の拡大を目指した。

<事業成果>

約8カ月で2万ダウンロードと3倍近く拡大し、協賛社は17社となった。協賛・広告メニューも増え、メディア事業としての基盤ができた。流通事業者との連携では店舗集客効果も見られた。また、福岡市の「福岡100行政課題解決事業」に採択され、市の健康づくり施策等との連携も進み始めた。

<今後に向けて>

地方新聞社による地域密着型のメディアとして地元企業等との連携によりビジネスモデルの可能性が見えてきた。同社の課題設定のとおり、各自治体が独自でウォーキングアプリを開発・運営するよりも、地元企業によるアプリが複数自治体と連携しながら進めることで、コストシェアしながら効果的に事業を持続させられる可能性がある。今後、ユーザーの継続率を維持・向上させ、メディアビジネスとして確立させていくべくサービス強化や地域との連携が期待される。

(14) MCI・フレイル高齢者に対する社会的処方推進事業 (公益社団法人鹿児島共済会 南風病院)

<事業概要>

MCI・フレイル高齢者の早期発見・早期介入を実現するため、医療機関と地域の多様な事業者による連携モデルを構築する。本事業では、スーパーなど地域の多様な事業者でのカフェ型保健室の実施とMCI・フレイル高齢者の早期発見、医師による社会的処方へのトライアル等を行い、事業基盤の構築を行った。

<事業成果>

スーパー、薬局、自動車学校等11拠点でカフェ型保健室を実施し、605名が参加。そのうち296名がMCI・フレイル高齢者とわかり、医師による社会的処方希望者は28名だった。南風病院ものわすれ外来では、社会的処方43枚を発行し、うち21名が社会的処方研究所を訪れ、地域資源とのコーディネートを行った。また、住民ワークショップによりMCI・フレイル高齢者を接続可能な地域資源を発掘するなど、支える基盤の構築も進んだ。

＜今後に向けて＞

高齢者が集う地域の多様な資源で、MCI やフレイルなどの早期発見が可能となることが明らかとなった。また、医療機関の取組により社会的処方の可能性も確認できた。今後は、市町村と連携するなどして早期発見後のケア体制を強化し、官民で持続可能な体制をつくっていくことが重要である。

3) 今後のヘルスケア産業創出推進に向けた課題

本事業を通じて事業進捗に成果が見られた一方、これらの事業を通じてヘルスケアビジネスモデルを確立し、ヘルスケア産業を創出していくためには課題がある。主な課題を以下 3 点にまとめる。

(1) 実施計画の質の向上

成果に挙げたように、本事業では事業構想を検証するために、実現可能性調査やサービス基盤を構築しながらの実証が進められた。しかし事業化に向けてそういった実証の成果を高めるためには、実証前の事業計画の質を上げる必要である。事業構想をどのように展開していくのか、その計画案の精度をより高めることで、実証による獲得目標をより明確にすることができ、意義のある実証成果につなげることができる。

また、事業化に向けたフェーズは多様であり、そのフェーズにあった達成目標を設定することが重要である。将来的な健康寿命延伸などの社会的インパクトや産業創出インパクトを秘める事業を選定し、事業フェーズにあった目標設定を促し支援していくことが必要である。

(2) 多様な事業者への参入促進

本事業の実施主体は、医療機関や介護事業所、スタートアップ企業、地場大手企業、全国規模の大手企業といった企業群であった。各事業主体の類型によって以下のような特徴が見られた。

医療・介護事業所では、通常業務において具体的な患者の困り事や現場の困り事を的確に把握しており、事業を通じて解決したい課題が明確であった。

スタートアップ企業は機動力があり、描くビジョンに基づきスピーディーに調査や事業の構築を進めることができた。

地場大手企業では、地域に根付く事業を通じて住民や企業が発展することを目指し、ヘルスケア事業単体での採算性だけでなく、地域全体の活性化や既存事業の付加価値向上を図る事業を志向し、地域の自治体や企業と連携を深めた。

全国規模の大手企業では、ヘルスケア分野の研究リソースや経験も豊富であり、計画的な事業の推進がなされた。

このように、事業体ごとに特徴や強みがある。そのためヘルスケア課題の解決に資するビ

ビジネスモデルを確立していくためには、引き続き全国の多様な事業者の参入を促し、それぞれの強みを活かしながら新たな事業創出が図られるよう環境整備をしていく必要がある。

（３）事業化支援機能及びネットワーク化支援の強化

前述したように事業主体ごとに強みがある一方、それぞれに必要な支援も異なる。

医療・介護事業所では、ビジネスとしての事業化の経験やノウハウが少ないことから、事業化支援機能が必要である。

スタートアップ企業はヘルスケア分野の知見が少ないことから、ステークホルダーの捉え方、巻き込み方、実証設計や検証の仕方において支援が必要である。

地場大手企業は、本業はヘルスケア以外の生活インフラに係る事業であることから、ヘルスケア分野の知見やノウハウが不足した。地域のステークホルダーとの関係構築やヘルスケア領域での事業化の知見についての支援が必要である。

全国規模の大手企業では、デジタルサービスなどの新たなサービスを機動的に開発・改善できる体制がなく、スピーディーな事業開発ができるパートナー等が必要である。

これらを踏まえ、引き続きヘルスケア分野における事業化支援機能の強化や各主体がつながり強み・弱みを補完しながら事業構築に取り組めるようなネットワーク化を支援する機能が必要である。

こういった課題を解決していくため、国としても本補助事業やヘルスケアイノベーションハブなどの既存の取組を活用するとともに、すでにある官民の多様な事業支援機能を統合的に提供していくことが求められる。

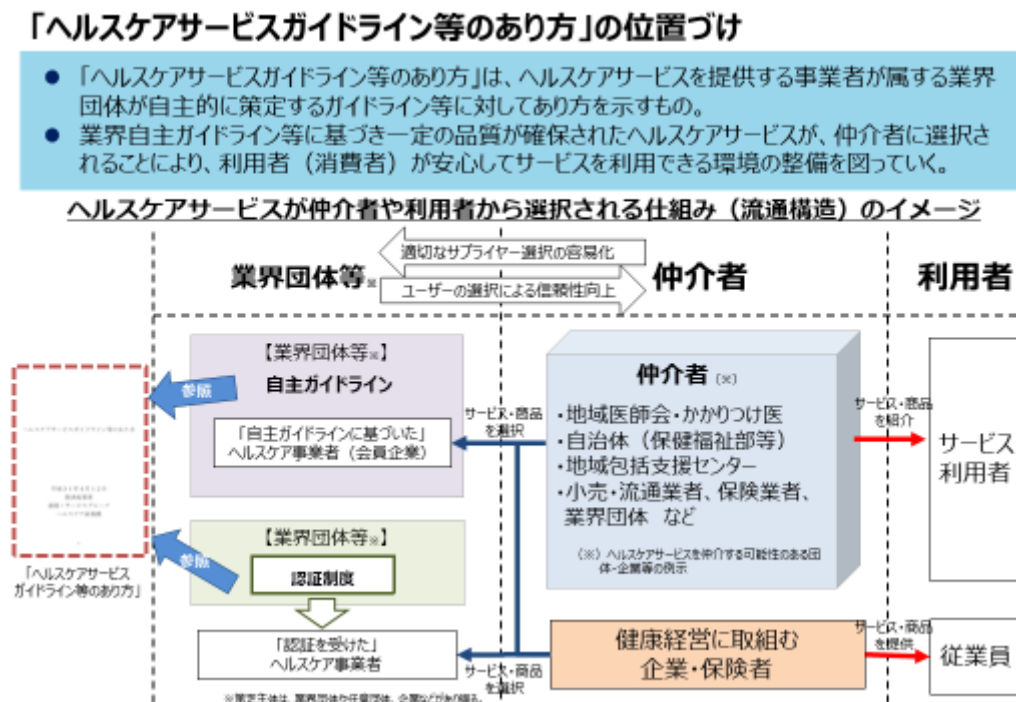
III. ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業

1. 事業の背景と目的

経済産業省では、ヘルスケアサービスが広く普及していく段階である状況を踏まえ、「未来投資戦略 2018 - 『Society 5.0』『データ駆動型社会』への変革 - 」のほか、「アクションプラン 2019」や「2019 年 成長戦略実行計画」に基づき、ヘルスケアサービスの品質評価の仕組みについて、業界ごとや業界横断の自主的な認証制度・ガイドライン策定等を促し、継続的な品質評価の取組を進めている。具体的には、ヘルスケアサービスを提供する業界団体等が策定するガイドラインや認証制度のあり方を提示することを目的とした「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を 2019 年 4 月に開催した次世代ヘルスケア産業協議会にて取りまとめた。

本事業では、ヘルスケアサービス品質評価構築事業（以下「補助事業」という。）を実施する事業者（以下「補助事業者」という。）の費用を補助することによって、業界ごとや業界横断で「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえたヘルスケアサービスに関する業界自主ガイドラインや認証制度を策定又は改定するための取組を支援し、継続的なヘルスケアサービスの品質評価を可能とする環境を整備することを目的とする。

図表 III-1 経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の位置づけ



図表 III-2 経済産業省「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の概要

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」＜概要＞

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の概要

- 策定の背景：①業界団体と仲介者との間（いわゆるB-B）における望ましい流通構造の構築
②ヘルスケアサービスの品質評価の仕組みの構築
- 指針の対象：業界団体が策定する業界自主ガイドライン等
- 指針の内容：業界団体が業界自主ガイドラインを策定・改定する際に踏まえるべき観点をまとめたもの

◆業界自主ガイドライン策定において踏まえるべき3つの観点

透明性…指針5.（ア）	客観性…指針5.（イ）	継続性…指針5.（ウ）
・透明で中立的な場における議論等を経て、策定及び公表されるべき ・社会的責任に関わる情報（倫理規程や利益相反規程等）の策定や開示を求めるべき	・事業者が自身のヘルスケアサービスによる健康の保持増進や介護予防の効果（安全性に関するものも含む。）を関係法令等遵守した上で提示する場合、その効果の裏付けとなる根拠を開示する体制の整備を求めるべき ・根拠については、用語の定義や情報源、対象者、測定方法等を明確に示すことで、健康の保持増進や介護予防の効果の信頼性を確保することを求めるべき	・継続性を示すため、人的資源や財務基盤がどの程度用意されているのかを示すことを求めるべき ・サービスの提供を中止する場合に備え、当該サービスの補償や事業者における対応等を事業者が利用者と契約締結前に明らかにすることを求めるべき

◆健康寿命の延伸に資する基本的な考え方

- ヘルスケアサービスが健康寿命の延伸に寄与するといふ妥当性を仲介者や利用者に示す上で、その前提となる「健康寿命の延伸に資する基本的な考え方」を例示

考え方の例：①病状遷移のフロー図 ②健康日本21（第2次）概念図、栄養・運動・こころの健康・高齢者の健康の目標設定の考え方
③認知症のリスクに応じた適切な支援・介護等の提供（新オレンジプラン） ④高齢者の保健事業の目標設定の考え方（高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン）等

- 「健康寿命の延伸に資する基本的な考え方」を踏まえたヘルスケアサービスの活用が促進され、健全なヘルスケア産業の発展に資することを期待

2. 実施概要

1) 事業の全体構成

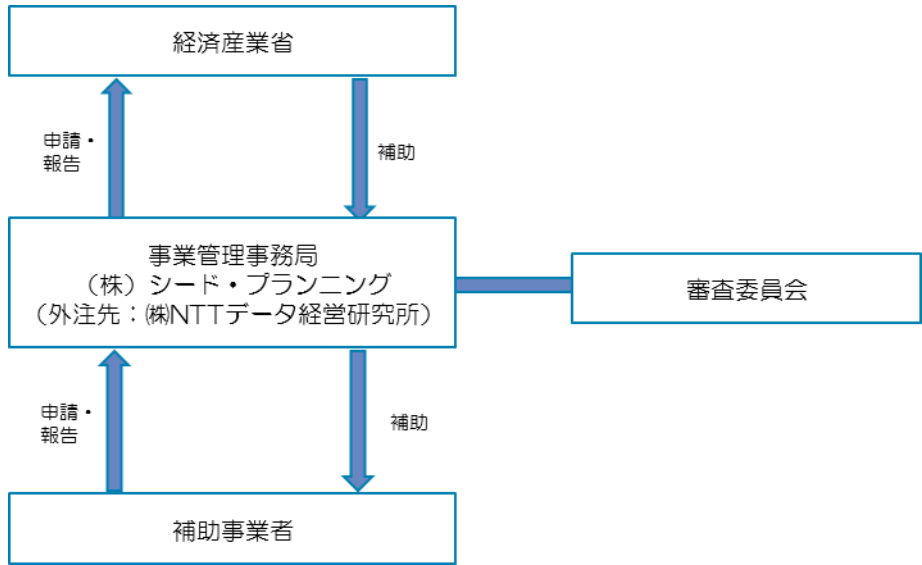
本事業では、前述した目的の達成に向けて、主に以下の事業を通じ、ヘルスケアサービスに関する業界自主ガイドラインや認証制度を策定又は改定するための取組を支援し、その成果の取りまとめを行った

- ① 間接補助事業者（以下、補助事業者）の公募
- ② 審査委員会の開催（書面）
- ③ 補助事業者に対する指導、助言、進捗管理
- ④ 補助事業成果の取りまとめ
- ⑤ 継続的なヘルスケアサービスの品質評価を可能とする環境整備に向けた政策の在り方についての報告 等

2) 実施体制

本事業は以下の体制で実施した。

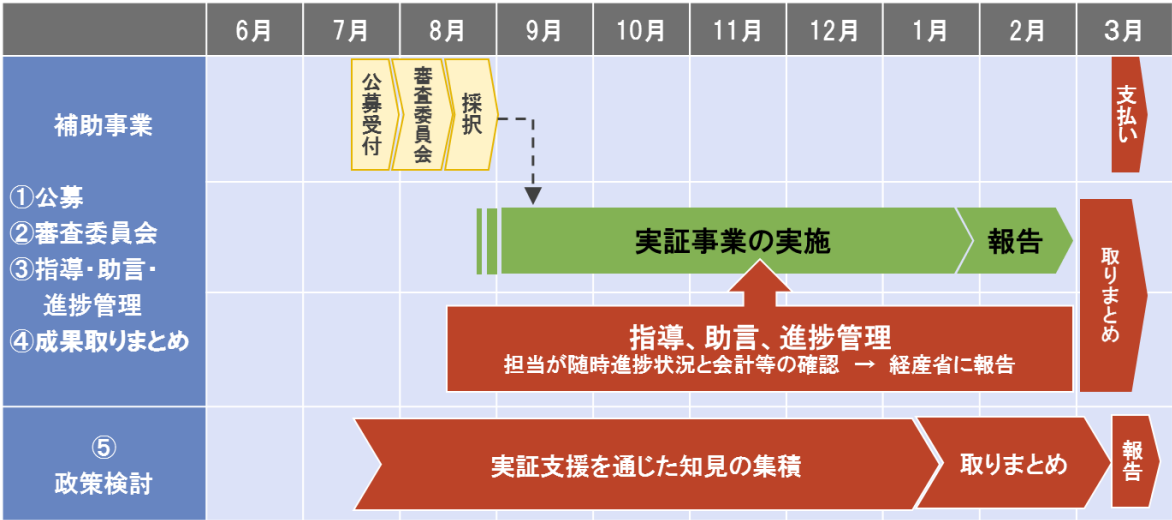
図表 III-3 事業の実施体制



3) 実施スケジュール

本事業は下表のようなスケジュールで実施した。

図表 III-4 実施スケジュール概略



3. 実施事項

業界ごとや業界横断で「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえたヘルスケアサービスに関する業界自主ガイドラインや認証制度を策定又は改定するための取組を支援し、継続的なヘルスケアサービスの品質評価を可能とする環境を整備することを目的に事業提案を募り、選定された5件の業界団体による事業を支援した。

1) 公募

(1) 公募事業実施主体の条件

本事業における実施主体は、二以上の事業者若しくは団体より構成される団体であり、以下の資格要件を満たす、業界自主ガイドラインの策定主体となる業界団体¹とした。

(資格要件)

- (i) 法人格を有する団体であり、地方公共団体や、法人格を有しない任意団体等（ただし、有限責任事業組合（LLP）を除く）ではないこと。
なお、業界団体が法人格を持っていない場合は、業界団体の構成員である法人格を有する事業者が代表団体となって申請することを認める。
- (ii) 日本国内に拠点を有していること。
- (iii) 当該事業期間中及び当該事業終了後における事業の実施主体であること。
- (iv) 代表団体としての業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること（複数名の業務従事者を配置できること）。
- (v) 交付申請を行うにあたり、代表団体の交付申請関連書類（後述の「Ⅶ. 採択後の留意点と補助金交付」の「2. 補助金交付申請・補助金の支払い」参照）を交付申請時までにロード・プランニングに提出できること。
- (vi) 交付決定後の業界団体の経理実務（外注先等への委託金額に係る確定検査の実施を含む）について、責任を持って管理できること。
- (vii) 当該事業を実施できる財政的健全性を有していること。
- (viii) 総括事業代表者（プロジェクトリーダー）、事務管理責任者を代表団体から選出すること。
- (ix) 補助金の交付は事業終了後となるので、事業実施期間中に発生する経費（外注先等への委託費の支払いを含む）を補助金の受領前に立替払いすることが可能であること。

¹ 「業界団体」の定義：ヘルスケアサービスを提供する二以上の事業者若しくは団体より構成される団体であり、業界自主ガイドラインの策定主体となる団体。

「ヘルスケアサービス」の定義：健康の保持及び増進、介護予防を通じた健康寿命の延伸に資する商品の生産若しくは販売又は役務（ただし、個別法による許認可等が必要な商品や役務等を除く。）

※総括事業代表者(プロジェクトリーダー)

総括事業代表者は、補助事業の実施計画、実施および成果を管理する者で、代表団体に所属する者とする。

総括事業代表者は、以下の要件を満たすことが必要である。なお、事業実施期間の途中であっても、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがある。

また、総括事業代表者は、審査時のヒアリング、採択決定後の経済産業省やシード・プランニングのヒアリング等が開催される場合に必ず出席することを求める。

(資格要件)

- (i) 当該事業に関して高い見識と管理能力を有し、実施計画の企画立案とその実施等について管理を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) シード・プランニングからの連絡、指示、問い合わせ等に対して、速やかに自ら対応、回答できること。
- (iv) 業界団体構成員に対して、シード・プランニングからの連絡事項を周知徹底できること。

※事務管理責任者

事務管理責任者は、補助事業等の補助金交付の申請、経費管理および手続きを管理する者で、代表団体に所属する者とする。

事務管理責任者は、以下の要件を満たすことが必要である。なお、事業実施期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置を要請することがある。

(資格要件)

- (i) 当該事業に関して高い管理能力を有し、実施事業の経理を含めた事務管理を行うことができる能力を有していること。
- (ii) 当該事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。
- (iii) シード・プランニングからの連絡、指示、問い合わせ等に対して速やかに自ら対応、回答できること。

(2) 公募説明会の実施

以下のとおり公募説明会を開催した。

日時： 令和元年7月25日(木) 14:00～15:00

場所： 株式会社シード・プランニング セミナールーム

最終参加者数 14名

2) 事業の選定

(1) 審査委員会の設置

本事業の審査・選定にあたっては、外部有識者等により構成される審査委員会を設置し、書類審査を経て、採択する業界団体を決定した。

(2) 審査項目

本事業の応募提案に対する審査項目は以下のとおりである。

① 事業の実施方針

- ・ 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」や次世代ヘルスケア産業協議会「生涯現役社会の構築に向けた「アクションプラン 2019」」等を踏まえ、申請団体におけるガイドライン等策定又は改定の目的が明確にされているか。
- ・ 申請団体に属する各事業者（会員企業等）へのガイドライン等普及方策が明確にされているか。

② 事業の実施方法・計画

- ・ ガイドライン等策定又は改定に係る実施方法が明確であり、妥当なものであるか。
- ・ 事業の実施方針との整合性が取れているか。
- ・ 日程等に無理がなく、実現性があるか。

③ 事業の実施体制

- ・ 透明で中立的な場における議論を経てガイドライン等策定又は改定を行う体制が組まれているか。
- ・ 申請団体以外に広く意見を聴取する仕組み等を用い、仲介者や利用者の視点を踏まえた議論を行う計画があるか。
- ・ 事業を遂行可能な要員数、体制、役割分担が明確にされており、実施内容と整合しているか。
- ・ 事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を有しているか。

(3) 書類審査

本事業には総計 8 件の応募があった。応募申請書類を審査委員会で審査した。

(4) 採択先の選定

書類審査結果に基づき、下表に示す 5 件を選定した。

図表 III-5 採択先業界団体一覧

事業名	業界団体・代表団体
「消費者向け遺伝子検査サービス」及び業界における、ヘルスケアサービス品質評価に向けたガイドライン改定事業	一般社団法人 遺伝情報取扱協会
エステティック業界における、ヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業	一般社団法人 日本エステティック協会

事業名	業界団体・代表団体
寝具寝装品業界におけるヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業	一般社団法人 日本寝具寝装品協会
フィットネスクラブ施設規格認証制度	一般社団法人 日本フィットネス産業協会
訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドライン策定事業	全国訪問理美容協議会（事業期間にコンソーシアムを設立） ※代表団体：株式会社ミライプロジェクト

（５）採択結果の公表

本事業の採択結果については、ウェブサイトで令和元年 8 月 23 日に公開した。

図表 III-6 採択結果のウェブサイト公開画面

SEED PLANNING

令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業

採択事業について
「令和元年度健康寿命延伸産業創出推進事業（ヘルスケアサービス品質評価構築支援事業）」について、応募のありました提案について厳正な審査を行った結果、下記の団体が採択事業として選定されましたので、お知らせいたします。

採択事業一覧 5 件（代表団体名 50 音順）

事業名	業界団体・代表団体
「消費者向け遺伝子検査サービス」及び業界における、ヘルスケアサービス品質評価に向けたガイドライン改定事業	一般社団法人 遺伝情報取扱協会
エステティック業界における、ヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業	一般社団法人 日本エステティック協会
寝具寝装品業界におけるヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業	一般社団法人 日本寝具寝装品協会
フィットネスクラブ施設規格認証制度	一般社団法人 日本フィットネス産業協会
訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドライン策定事業	訪問美容事業組合（設立調整中）・株式会社ミライプロジェクト

© Seed Planning, Inc.

（６）事業進捗管理

各業界団体の実施する事業の進捗状況については、シード・プランニング及び管理運営団体の担当者を割り当てることで、進捗確認・管理を行った。

進捗確認・管理については、採択後、中間報告時、最終報告時（必要に応じて）の 3 回に分けて業界団体と面談することで、補助事業への助言等を行った。また、中間報告時には事業進捗状況に関する書類（中間報告書）を提出させることで、業界自主ガイドラインの策定又は改定に資する検討状況を管理した。

図表 III-7 担当者による進捗確認

	概要
初回面談	・ 担当者が総括事業代表者及び事務管理責任者に対して、事業概要

(9月中旬～下旬)	に係る説明（目的、進め方、スケジュール）を行う。 ・ 総括事業代表者及び事務管理責任者に対して事業内容の確認及びヒアリングを実施する。
中間面談 (12月中旬～下旬)	・ 事業進捗管理状況に関する中間報告書の提出を求めた。 ・ 担当者が総括事業代表者及び事務管理責任者に対して、中間報告内容に関するヒアリングを実施する。 ・ また、中間報告内容を踏まえた今後の事業の進め方について助言する。
最終面談 (2月中旬～下旬)	・ 事業進捗管理状況に関する成果報告書の提出を求めた。 ・ 必要に応じて、業界団体総括事業代表者及び事務管理責任者に対して、成果報告書作成方針についての助言及び成果報告内容に関するヒアリングを実施する。

図表 III-8 中間報告における進捗報告依頼内容

	報告依頼内容
1	今年度の事業背景・目的
2	ガイドライン策定又は改定に向けた進捗状況 (1) 全体的な進捗 ① 取組実施内容（今年度到達目標に向けた、検討会開催、調査実施等の実施概要） ② 今年度到達目標や計画に対する進捗状況 ③ 事業実施における障壁や課題感 (2) 透明性 ① 検討内容 ② 検討する上での障壁や課題感 (3) 客観性 ① 検討内容 ② 検討する上での障壁や課題感 (4) 継続性 ① 検討内容 ② 検討する上での障壁や課題感
3	業界団体内の各事業者へのガイドライン等遵守方策および仲介者への普及展開方策の検討 (1) 検討内容 (2) 検討する上での障壁や課題感

支出・経理関係については、中間検査に加え、初期確認と事務指導を行い、適切かつ滞りなく処理が行われるように確認を行った。

図表 III-9 支出・経理関係の確認

	目的	確認内容
初期確認・事務指導	・ 日々の記録の徹底 ・ 記載方法の誤りの是正 ・ 代表団体の書類確認業務の確認	・ 事業期間（事業開始日～）の初月分および次月分の「業務日誌」と「経理簿」
中間検査	・ 誤った処理の早期是正 ・ 書類（原本）の保管状況の実地確認	・ 事業期間（事業開始日～）当初から、概ね12月分までの経

	目的	確認内容
	・ 年度末の確定検査の負荷軽減	費処理関係書類（「業務日誌」と「経理簿」を含む）。

4. 採択団体の概要

本事業において採択した業界団体の事業概要は下図のとおりである。

図表 III-10 採択した業界団体の事業概要

	事業名	業界団体・代表団体	事業概要
1	「消費者向け遺伝子検査サービス」及び業界における、ヘルスケアサービス品質評価に向けたガイドライン改定事業	一般社団法人 遺伝情報取扱協会	今後、「遺伝子検査サービス」の認知度が高まり、参入企業が増えてくる可能性がある中で、非医療行為の遺伝子検査サービスにかかる自主基準、認定制度を見直し、基準の強化と普及などを行うことで、一般消費者等が安心・安全に適切なサービスを選択することができる環境を整備する。
2	エステティック業界における、ヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業	一般社団法人 日本エステティック協会	人道的・福祉的観点から精神的・肉体的・社会的な困難を抱えている人に対し、医療や福祉の知識に基づいて行うソシオエステティックの分野でガイドラインを策定することで、エステティック業界のサービス品質の向上を図り、ソシオエステティック市場の健全な発展を促す。
3	寝具寝装品業界におけるヘルスケアサービス品質向上に向けたガイドライン策定事業	一般社団法人 日本寝具寝装品協会	良質な睡眠を軸にした健康寿命延伸と高齢化社会のヘルスケア事業領域確立のために、寝具寝装品分野における「効果的なヘルスケアサービスのガイドラインと認証制度の策定」、及び「策定事項の普及活動」を行い、寝具寝装品業界のヘルスケアサービス事業の基盤を構築する。
4	フィットネスクラブ施設規格認証制度	一般社団法人 日本フィットネス産業協会	多様化、多業種化しているスポーツ・フィットネス関連サービスにおいて、軽投資・無人化による施設サービスの提供など利用者の安心・安全確保の面から提供事業者の質の担保するために、施設認証制度（及びガイドライン）を策定することで、安心・安全な施設として選定してもらえるような施設規格の見える化を図る。
5	訪問理美容サービス提供事業者に対するガイドライン策定事業	全国訪問理美容協議会(事業期間に設立) ※代表団体:株式会社ミライプロジェクト	訪問理美容サービスという新しい保険外サービスとしてのビジネスモデル確立のために、理美容師向けの高齢者（認知症高齢者含む）コミュニケーションや個人情報取扱、対企業向けコンプライアンス教育等の課題に対する基準整備に向けたガイドライン策定を実施する。

5. 事業の成果と今後の課題

1) 事業の成果

本事業は、各業界団体が「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえたヘルスケアサービスに関する業界自主ガイドラインや認証制度を策定・改定するための取組を支援し、継続的なヘルスケアサービスの品質評価を可能とする環境を整備することを目的とし、採択5団体が業界自主ガイドラインの策定・改定を実施した。

(1)「透明性」「客観性」「継続性」の観点盛り込まれたガイドライン策定・改定が進んだ
採択された5団体のうち、4団体が事業期間内に自主ガイドラインを新たに策定し、1団体が既存の自主ガイドラインの改定に至った。うち2団体（日本寝具寝装品協会、日本フィットネス産業協会）については、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえていることの自己宣言書を経済産業省に提出し、自己宣言内容を仲介者や利用者に対して「見える化」するためのロゴマーク付与を受けている。

全ての自主ガイドラインには「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」に示された「透明性」「客観性」「継続性」の3つの観点が盛り込まれており、各業界団体の品質確保に向けた環境整備に寄与したと言える。

(2) 各業界における品質確保に向けた課題の整理が進んだ

ガイドライン策定・改定の過程を通じて、品質確保に向けた各業界における課題の整理が進んだ。具体的には、各業界団体内で設置されたガイドライン策定・改定委員会等で、業界内で提供されているサービスの品質や普及等に関する議論がなされ、現状の課題やあり方等を改めて見直す機会となった。また、業界団体内事業者や仲介者等へのアンケートやヒアリング調査を通じて、仲介者や利用者視点で求められている提供サービスや運営体制等を把握することができ、各業界における課題としてガイドラインに反映することに至っている。

(3) 業界団体内外のネットワーク構築が進んだ

各業界におけるビジネスを創出・拡大していくためのネットワーク化が進んだことも、本事業の成果と言える。具体的には、遺伝子検査サービスやソシオエステティック、訪問理美容サービス等の市場が未成熟な業界団体にとっては、ガイドライン策定・改定の過程で設置した委員会等を通じて、業界団体内外の多様な関係者や有識者等と意見交換をすることで、業界内の課題や今後のビジネス創出・拡大に向けたニーズやシーズを得ることができた。

2) 今後のヘルスケアサービスの品質評価構築に向けた課題

この成果も踏まえ、今後のヘルスケア産業の発展に向けて継続的なヘルスケアサービスの

品質評価を可能とする環境整備を進めるための課題を以下に挙げる。

（１）各業界における品質確保に向けた課題の明確化

各業界において提供するヘルスケアサービスの現状と品質確保に向けた課題を整理し、ガイドラインの策定・改定を進める必要がある。

各業界の市場成熟度合いは異なり、求められるガイドライン・認証制度の役割やエビデンスも多種多様である。本事業では５団体とも「客観性」の観点で各事業者を求めるべき、健康の保持増進や介護予防の効果の裏付けとなる根拠（エビデンス）の検討に苦慮した。現状の品質確保に向けた課題が明確になっていなかったことが要因の一つと考えられる。サービス提供の現状を踏まえて、品質確保に向けて何が問題となっているのか、または将来問題となり得るのかを十分に検討し、その課題を解決するためのガイドラインを整備する必要がある。

また、「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の「客観性」について、考え方や解釈の仕方をよりわかりやすくする必要がある。

本事業で設定されたエビデンスの中には、ヘルスケアに資する衛生面や耐久性、検査精度等も含まれた。「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」には「安全性に関するものを含む。」との記載はあるものの、業界団体が事業者を求めるべきエビデンスの範囲が不明瞭である。サービスや製品、施設等のハード面等によって求めるべきエビデンスは健康保持増進や介護予防効果、安全性以外にも多様な観点が想定されるため、求めるべきエビデンスは各業界の課題解決に資するものが設定されることが望ましい。

（２）策定・改定されるガイドラインの質向上

業界自主ガイドラインは、業界内事業者がそれを遵守し品質確保に向けた取組が進むことによってその成果を発揮する。各事業者がガイドラインを遵守し、継続的に活用されるためには、ガイドラインを策定する目的や遵守することによるメリット、遵守していくための方策等について、業界内の事業者と対話し合意形成を図るプロセスが必要である。

業界団体とはいえ会員事業者の業態は一樣ではなく、一律的なルール策定には時間を要することが想定される。そのため、各事業者の背景も踏まえたガイドライン策定のプロセスを踏まなければ、団体内事業者への遵守、仲介者・利用者への普及も進まずガイドラインが形骸化する可能性もありうる。ガイドラインの意義が悪質なサービスを淘汰するための最低限のハードルなのか、良質なサービスをより発展させるためのものなのか等を会員事業者も含めて十分に時間をかけて対話を重ねることで、事業者にとっても納得のいくガイドラインが策定され、継続的に遵守・普及される良質なガイドラインになる。加えて、仲介者や利用者へ普及させる観点でも、専門用語をできるだけ控え、不特定多数の利用者が理解できる記載内容にすることもガイドラインの質の向上につながる。

また、本補助事業を継続的に実施することでノウハウ面、費用面等で業界団体のガイドライン策定及び改定を支援することが、ヘルスケアサービスの品質確保に効果的であると考えられる。

ガイドラインを新規策定した団体は、不慣れな策定プロセスにおいて標準化団体の支援を受けることで、ガイドラインの質向上に寄与した旨の報告があった。今後も業界団体のみで十分な質を担保したガイドラインを策定することが困難なケースも想定されるため、補助事業等を通じて継続的な自主ガイドライン策定を支援し、継続的なヘルスケアサービスの品質評価を可能とする環境を整備することが必要である。加えて、ガイドライン策定を検討している団体に対して、ガイドラインの策定、認証等の実装、実装した仕組みの運用サポート等を提供できるよう、支援者の紹介や情報提供等することも有益である。

（３）業界団体内外のネットワーク化

各業界団体はガイドライン策定後も継続して、Web サイトや広報、イベント等を通じて情報発信することで多様な関係者とネットワークを形成して、策定したガイドラインの普及に努める必要がある。

成果に記載した通り、ガイドライン策定・改定の過程を通じて、業界団体内外の多様な関係者や有識者等と意見交換や、仲介者等へのヒアリングを実施することで、業界内の課題の整理や今後のビジネス創出・拡大に向けたネットワークを広げることができた。多様な関係者との意見交換を通じて社会に求められるサービスのあり方や品質確保に向けた課題を整理していくことが重要である。そのためにも、適切な学会や関連団体等とのネットワークが構築されるべきである。今後、こういったネットワーク化が進むようコーディネートする機能も求められる。

今後、策定・改定されたガイドラインが各サービス事業者に認知され、サービス品質確保に向けた取組が進み、仲介者や利用者が安心してサービスを利用できる環境が整備されていくことが期待される。「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を普及させるとともに、各業界団体、サービス事業者、仲介者や利用者の認知の変化などを引き続き検証し、品質確保に向けた新たな課題を抽出していく取組が重要である。